

福岡県公報

令和 4 年 8 月 5 日
第 321 号

目 次

告 示 (第754号 - 第756号)

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 1
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 2
 - 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- ### 公 告
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 3
 - 一般競争入札の実施 (教育庁施設課) 4
 - 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 7
 - 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 7
 - 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 8
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
 - 落札者等の公示 (情報政策課) 8
 - 第51回採石業務管理者試験の実施 (工業保安課) 9
 - 河川法の規定に違反した工作物の除却 (河川管理課) 9
 - 指定介護老人福祉施設の指定 (介護保険課) 12
 - 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 12
 - 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 13
 - 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 13
 - 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 13
 - 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 13
 - 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 13

監 査 委 員

- 包括外部監査事務を補助する者でなくなったことの告示 (監査委員事務局総務課) 13
 - 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) 14
- ### 公安委員会
- 運転免許取得者等教育の名称の変更 (警察本部運転免許試験課) 16

告 示

福岡県告示第754号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 8 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 穂坂
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木穂坂字谷頭、字山口、字栗林
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から29号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と29号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
朝倉市杷木穂坂字谷頭	150番地先水路敷	1号
	168番地先道路敷	2号
朝倉市杷木穂坂字山口	188番	22号
	190番地先道路敷	23号
	189番1	24号
	189番4	25号
	184番地先道路敷	26号
	174番2	27号

朝倉市杷木穂坂字栗林	169番地先道路敷	28号
	171番地先道路敷	29号
	534番 2	3号
	534番 1	4号から9号まで
	505番	10号から18号まで
	487番	19号
	487番地先水路敷	20号及び21号

福岡県告示第755号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 浦山
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木松末字片宗
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から28号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と28号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
朝倉市杷木松末字片宗	1131番地先水路敷	1号
	1133番	2号、3号及び5号から7号まで
	1134番 2	4号
	1135番	8号から12号まで
	1138番	13号
	1139番 3	14号及び15号

1144番	16号
1147番 3	17号及び18号
1119番 3	19号
1120番 1 地先道路敷	20号
1122番地先道路敷	21号
1125番 2	22号
1125番 1	23号
1127番 1	24号
1127番 2	25号から27号まで
1129番地先道路敷	28号

福岡県告示第756号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字求菩提536の1、536の2、537、538
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

マイクロソフトライセンス売買契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一
定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経
過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人と
して使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2
条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってそ
の役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の
義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴

収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法
律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（
特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算
機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係
る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む
。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個
人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記
されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理
人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並び
に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ
れた原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和4年8月24日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受けるライセンスの調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
マイクロソフトライセンス売買契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による
- (3) 履行期限
令和4年9月30日（金曜日）
- (4) 履行場所
入札仕様書による
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和4年9月14日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	07	ソフトウェア開発	AA

- (2) 当該ライセンスを迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入するライセンスに係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3880 (ダイヤルイン)

(FAX) 092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和4年8月5日(金曜日)から令和4年8月29日(月曜日)までの福岡県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する(ただし、令和4年8月29日(月曜日)のみ午前9時00分から午後3時00分まで交付する。)

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限

令和4年9月14日(水曜日)午前10時00分

- (3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁7階 建築都市総務課入札室

- (2) 日時

令和4年9月14日(水曜日)10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達し

ない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter

Microsoft software license sales

(2) Time Limit of Tender :

10 : 00 AM on September 14, 2022

(3) Contact Point for the Notice :

Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, Japan
TEL 092-643-3880

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和4年8月5日から同年8月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

筑後中央広域都市計画道路

3・4・30-1号早津崎玉満線の廃止

3・4・30-2号五反田国分寺線の廃止

3・5・30-3号塚崎東畑新領線の廃止

3・4・30-4号玉満西牟田線の廃止

3・4・30-5号金屋三瀧駅西線の廃止

2 都市計画を変更する土地の区域

久留米市三瀧町早津崎字横枕、字野添、字先眞田、字橋の免、字五反田、字下五反田、字ベキ、三瀧町田川字水引塚、字西栗の内、字栗の内、字中原、字北畑南の切、字北畑中の切、字道中野、字垣添、三瀧町高三瀧字松間輪、字南松間輪、字天神山、字十間輪、字北五反田、字六反田、字古賀、字宮の脇、字北小路、字池田、字八龍、

字庄分、字国分寺、字塚崎東畑、字塚崎西畑、字館、字平島、字新領、三瀧町玉満字道端の一、字道端の二、字山の内の一、字宮の前、字道手牟田、字金屋、字松山、字足洗の一、字三本松の一、字野口の二、字佐賀利、字亀の甲、字一丁野、字浦の橋、字原田、字上町、字車割、字魚取、字魚取の一、字櫻木、字中小路の一、字中小路の二、字寿美、字賀伊直、字東の前、字野口、字二丁五反田、字堂田、字神通福家、字用蓮池、字大山、三瀧町西牟田字西喜呂々、字雨覆、字今溝、字小下、字本村中、字古賀、筑後市西牟田字古賀、字富松の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

久留米市都市建設部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和4年8月5日から同年8月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

筑後中央広域都市計画道路

3・4・30-4号玉満西牟田線の廃止

2 都市計画を変更する土地の区域

筑後市西牟田字古賀、字富松の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

筑後市建設経済部都市対策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和4年8月5日から同年8月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

北野大刀洗都市計画道路

3・4・31-1号永畑茶屋線の廃止

3・4・31-2号西屋敷橋口線の廃止

2 都市計画を変更する土地の区域

久留米市北野町高良字永畑、字国竹、字中小路、字橋詰、字川向北、字川向南、字野開、字下開、北野町鳥巢字貝元、字柳開、北野町千代島字中開、字藪際、字北広田、字新川口、字南下浜、字南小浜、字橋口、字北ノ前、字堂丁、字北水洗、北野町塚島字八反、字下徳入、字榊畑、北野町仁王丸字箱畑、字片原、字藪ノ内、字中畑、字中屋敷、北野町稲敷字蓮輪、北野町大城字北後、字段ノ上、北野町金島字寅延、字重屋敷、字古城戸、字梅園、字垣添、字猫ヶ池、字西村、字松ノ花、字榊、字松葉、北野町八重亀字小石積、字丁畑、字洗剥、字道越、字通道、字前、字才平、字茶屋、北野町十郎丸字西屋敷、字乙王丸、字北灰塚、字東前、字古町、字町前、字天神木、字長谷古、字石王丸、字松行、字北川、北野町今山字南吉原、字北吉原、字下町北ノ一、字西松丸屋敷、字松丸屋敷、字下四本木、字上町北ノ一、字大六、字上町北ノ二、字横町西、字辻口、字横町東、字松丸後、北野町中字横町東、字宮ノ脇、字一丸、字宮ノ後、字一丸脇、字八杖、字大御堂、字前村、字当ノ木、字奥小路の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

久留米市都市建設部都市計画課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町東小田字慮木藪1959番1及び1959番8から1959番30まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区大宮一丁目5番22-1号

有限会社ライフベース

代表取締役 迫野 正利

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る特定役務の名称

福岡県共用パソコンウイルス対策システムの賃貸借等

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地**(1) 部局の名称**

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和4年7月20日

4 落札者の氏名及び住所**(1) 氏名**

三菱HCキャピタル株式会社九州法人支店

- (2) 住所
福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
56,251,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和4年6月3日

公告

第51回採石業務管理者試験を次のように実施する。
令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 受験資格
特に制限はない。
- 2 試験
- (1) 方法
試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。
- ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
- イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- (2) 日時及び場所

日 時	場 所
令和4年10月14日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区千代一丁目17番1号 パビヨン24 3階 第12会議室

- 3 受験手続及び受付期間
- (1) 受験の申込方法
- ア 受験願書1部に受験票・写真票1部及び受験手数料8,100円を添えて、福岡県

商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

イ 受験票・写真票には、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚を必ず貼付すること。

ウ 受験願書及び受験票・写真票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手（1部まで。2部又は3部の場合は140円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 受験手数料8,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

オ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和4年8月15日（月曜日）から同年9月9日（金曜日）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和4年9月9日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、令和4年11月8日（火曜日）に発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に可否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。

公告

堂面川水系堂面川に放置されている次の工作物は、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の4第1項第

2号イの規定に違反しているので、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和4年9月6日までに撤去してください。

この期限までに所有者等が撤去しない場合は、本職又は本職が命じた者若しくは委任した者に当該工作物の除却を行わせるので、河川法第75条第3項の規定により公告します。

令和4年8月5日

河川管理者
福岡県知事 服部 誠太郎

放置工作物の種類	所在地	図面表示番号
船舶（290-29945福岡） その他法令違反の工作物	大牟田市健老町地先の河川区域内 （新堂面橋（市道唐船松原町線）下流の 堂面川左岸）	別図①

連絡先 福岡県県土整備部河川管理課管理係 電話番号 092-643-3666
福岡県南筑後県土整備事務所用地課管理係 電話番号 0944-41-5113

公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第 93 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 135 条の 2 の規定により次のように公示する。

令和 4 年 8 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指 定年月日
介護福祉施設サービス	4077800326	特別養護老人ホーム サミック飯塚 飯塚市太郎丸 712 番地 1	社会福祉法人サミック	令和 4 年 8 月 1 日

公告

柳川西部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 8 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
古賀 勝次	柳川市吉原 216 番地
梅崎 鶴幾	柳川市七ツ家 398 番地 1
田中 正隆	柳川市西浜武 1243 番地 2
妻夫木 博喜	柳川市南浜武 394 番地 3
椛島 恒則	柳川市南浜武 562 番地
椛島 照弘	柳川市南浜武 309 番地 1
荒巻 壽	柳川市吉原 37 番地
椛島 完治	柳川市昭南町 245 番地

待鳥 泉	柳川市久々原 461 番地 3
椛島 善七	柳川市南浜武 462 番地 2

2 退任監事

氏 名	住 所
金子 善治	柳川市南浜武 1 番地 1
田中 清治	柳川市久々原 570 番地
荒巻 勝典	柳川市古賀 368 番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
古賀 勝次	柳川市吉原 216 番地
妻夫木 博喜	柳川市南浜武 394 番地 3
椛島 善七	柳川市南浜武 462 番地 2
松本 達也	柳川市古賀 231 番地 2
待鳥 泉	柳川市久々原 461 番地 3
梅崎 直祝	柳川市七ツ家 249 番地 1
椛島 照弘	柳川市南浜武 309 番地 1
田中 清治	柳川市久々原 570 番地
田中 清徳	柳川市昭南町 252 番地

4 就任監事

氏 名	住 所
金子 善治	柳川市南浜武 1 番地 1
荒巻 勝典	柳川市古賀 368 番地 1
園田 清美	柳川市三橋町垂見 2029 番地

公告

柳川南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
松藤 正之	柳川市有明町1400番地1

公告

大村青畑土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
山中 猛	豊前市大字青畑667番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大和干拓土地改良区	令和4年7月27日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
八女市土地改良区	令和4年7月27日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和4年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大和町土地改良区	令和4年7月27日

監査委員

福岡県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第8項の規定により、包括外部監査人西秀雄から次の者に監査の事務を補助させる必要がなくなったことについて通知があったので、同条第9項の規定により、次の者が包括外部監査人西秀雄を補助する者でなくなったことを告示する。

令和4年8月5日

福岡県監査委員 藤山 泰三
同 世利 洋介
同 森 行一
同 大島 道人

氏名及び住所

近藤 郁子 福岡県久留米市荘島町432番地

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した「大規模災害時の物資の備蓄・管理状況について」の行政監査の結果（令和4年2月14日3監総第596号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年8月5日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三
同 世 利 洋 介
同 森 行 一
同 大 島 道 人

4 教財第401号
令和4年7月19日

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 同 世利洋介様
同 同 森行一様
同 同 大島道人様

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁教育総務部 総務企画課	災害対策本部用備蓄物資の 取り扱いについて検討し、災害 対応職員用物資の備蓄に努め られたい。	令和4年1月18日に「福岡 県災害対策本部教育部備蓄物資 取扱要領」を定めた。 この要領に基づき、災害対策 本部教育部を構成する17機関 において、知事部局の各機関が 備蓄しているものと同様の災害 対応職員用物資の備蓄を令和3 年度内に完了した。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第185号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づく運転免許
取得者等教育の認定（平成12年7月福岡県公安委員会告示第87号）の一部を次のように
改正する。

令和4年8月5日

福岡県公安委員会

表中

株式会社レインボーモータースクール
埼玉県和光市下新倉465
影田 浩一郎

を

株式会社ホンダレインボーモータースクール
埼玉県和光市下新倉465
影田 浩一郎

に改める。